［二～七　略］

八　次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

［イ・ロ　略］

ハ　小電力データ通信システムの無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局

［ニ　略］

［九～十一　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　略］		
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈣　略 ㈤　五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備	二〇	八〇
㈥　［略］ ㈦　［略］ ㈧　［略］		
［八～十八　略］		

［二～四　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

2　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［二～七　同上］

八　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　小電力データ通信システムの無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

［ニ　同上］

［九～十一　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　同上］		
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈣　同上 ［新設］	［同上］	［同上］
㈤　［同上］ ㈥　［同上］ ㈦　［同上］		
［八～十八　同上］		

［二～四　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

2　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。